平成２４年（フ）第３６２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―801号
債務者　岩谷　憲昭
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７６号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番８号　シルクハイツ立花301号、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目５番１―804号
債務者　鈴木小代美（旧姓加端）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８７号
兵庫県西宮市甲陽園東山町１番35―506号
債務者　村岡　奈美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０４号
兵庫県尼崎市玄番北之町26番地の１　尼崎アーバンコンフォート1116号
債務者　木下　美幸
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１５号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目16番12―302号
債務者　堀川みさ子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１９号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番24―602号
債務者　下瀬　光子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１９号
福岡県宗像市樟陽台２丁目５番地８
債務者　中川　利一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２号
宮崎県日向市大字財光寺1194番地の３　協和病院内、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町古江2492番地１
債務者　久野　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０４号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目18番８号、住民票上の住所宮崎県延岡市恒富町４丁目50番地１
債務者　大林　修司
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２７号
秋田県にかほ市平沢字家ノ後27番地７
債務者　加賀　　泉
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２７号
石川県七尾市田鶴浜町３部50番地９　七尾市営馬場住宅Ｉ棟２号、従前の住所富山県氷見市飯久保318番地24
債務者　森田　昌子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３０号
石川県羽咋市大川町ヤ124番地１、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町荻谷ハ103番地１
債務者　田村　正吉
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３１号
石川県羽咋市大川町ヤ124番地１、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町荻谷ハ103番地１
債務者　田村すず江
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２２５号
山梨県甲府市山宮町3368番地99
債務者　小石　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目15番25号
債務者　岡田　夫美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目13番25号　マキ文化201、前住所兵庫県尼崎市西立花町４丁目３番４号
債務者　中野　直美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目14番18号　辰野文化西棟102、前住所兵庫県尼崎市富松町４丁目19番29号　ハイツ花水木102
債務者　稲尾　　忍
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係